

農 林 水 産 祭 参 加 手 続

制 定：昭和３７年７月１２日付け３７総第１７９５号農林事務次官通達
一部改正：昭和４９年８月２９日付け４９総第４５７号
〃：昭和５３年１０月５日付け５３総第８８０号
〃：昭和５７年７月２０日付け５７総第３７４号
〃：平成９年１２月２５日付け９総第４５１号
〃：平成２５年８月２９日付け２５総第７０号
〃：令和３年８月５日付け３文第１４号

- (1) 農林水産祭参加を希望する表彰行事の主催者は、開催２か月前までに、参加申込書（様式第１号）を公益財団法人日本農林漁業振興会（以下「振興会」という。）に提出するとともに、農林水産大臣賞状交付申請書（様式第２号）又は農林水産大臣賞状交付及び副賞の名義使用許可申請書（様式第３号）（都道府県をその事業範囲とする団体の場合は、当該都道府県知事を経由）を振興会を通じ、農林水産省に提出する。
- (2) 農林水産祭参加申込書には、表彰行事の名称、開催期日、開催場所、参加区域、主催者の名称及び構成、出品財の種類、出品規格、審査基準、審査方法、審査員名簿、収支予算書、部門別出品見込点数、擬賞点数等を記載した調書を添付する。
- (3) 振興会は、協議審査の上、農林水産大臣の承認を得て、主催者あて速やかにその認否を通知する。
- (4) 主催者は、農林水産祭参加表彰行事の終了後、速やかに農林水産大臣賞受賞出品財の概要、審査成績、審査経過等を記載した選賞審査報告書を振興会に提出する。報告書には、表彰行事収支決算書のほか、当該表彰行事の際に配付された開催要綱、審査規程、審査員名簿等の印刷物を添付する。

附 則（平成２５年８月２９日付け２５総第７０号）

- １ この通知は、平成２５年８月２９日から施行する。
- ２ この通知の施行日前に提出された農林水産祭の参加申込等は、公益財団法人日本農林漁業振興会に対し参加申込等があったものとみなす。

附 則（令和３年８月５日付け３文第１４号）

- １ この通知は、令和３年８月５日から施行する。
- ２ この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- ３ この通知の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 号 ((1)関係)

番 号
年 月 日

公益財団法人日本農林漁業振興会理事長 殿

所在地
主催者

農林水産祭参加申込書

このことについて、農林水産祭開催要綱及び農林水産祭表彰要領に基づき、別添のとおり農林水産祭への参加を希望するので、関係書類を添えて申し込みます。

- | | | | | | | |
|-----|---------|---|---|---|---------------|----------|
| 7. | 出 | 品 | 規 | 格 | (別紙のとおり) | |
| 8. | 審 | 査 | 基 | 準 | (別紙のとおり) | |
| 9. | 審 | 査 | 方 | 法 | (別紙のとおり) | |
| 10. | 審 | 査 | 員 | 名 | 簿 | (別紙のとおり) |
| 11. | 収 | 支 | 予 | 算 | (別紙のとおり) | |
| 12. | 次回開催の予定 | | | | 有り(年 月) ・ 無し | |

様式第2号（(1)関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（公益財団法人日本農林漁業振興会経由）

所在地
主催者

農林水産大臣賞状交付申請書

このことについて、下記のとおり農林水産大臣賞状の交付を申請いたします。

記

1. 表 彰 行 事 の 名 称

2. 開 催 期 日 自 年 月 日
至 年 月 日

3. 表 彰 月 日

4. 表 彰 場 所

5. 農林水産大臣賞状交付希望数

〔備考〕 局長、長官等賞状の交付申請についても、この様式によること。申請に当たっては、下線部を申請先に書き換えること。

様式第3号（(1)関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
（公益財団法人日本農林漁業振興会経由）

所在地
主催者

農林水産大臣賞状交付及び副賞の名義使用許可申請書

このことについて、下記のとおり農林水産大臣賞状の交付及び副賞に対する名義の使用許可を申請します。

記

1. 表 彰 行 事 の 名 称

2. 開 催 期 日 自 年 月 日
至 年 月 日

3. 表 彰 月 日

4. 表 彰 場 所

5. 農林水産大臣賞状交付希望数

6. 副 賞 の 種 類

7. 副賞に入れる予定の文字

8. 副賞は次の年に返還されるものであるか

〔備考〕 局長、長官等賞状の交付及び副賞に対する名義の使用許可申請についても、この様式によること。申請に当たっては、下線部を申請先に書き換えること。